

---

学 則

---

福和協同アカデミー

2024年 2月 11日

東亜株式会社

大阪府東大阪市花園本町1丁目6-22

# 福和協同アカデミー

## 留学課程等実施規則(学則)

2024年2月11日策定

### 第1章 総則

#### 第2章

##### (学校の目的)

第1条 本校は、我が国で留学し、又は留学することを目指す外国人等に対し、海外にある日本語教育機関や学校等と連携し、日本で進学に必要な日本語教育を行うことを目的とする。

##### (学校の名称)

第2条 本校は、福和協同アカデミーと称する。

##### (組織)

第3条 本校には、留学日本語教育部を置く。

##### (主たる事務所の所在地)

第4条 本校の主たる事務所は、大阪府東大阪市花園本町一丁目6番22号に置く。

### 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

##### (実施期間)

第5条 日本語教育課程並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

(授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日
- 三 春季休業(4月1日から4月8日まで)
- 四 夏季休業(8月1日から8月18日まで)
- 五 秋季休業(9月19日から10月7日まで)
- 六 冬季休業(12月24日から翌年1月7日まで)
- 七 年度末休業(3月20日から3月31日まで)

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第7条 本校には、各部に以下の表の各部の項の第二欄に掲げる日本語教育機関を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数、授業科目及びそのレベル、授業時数はそれぞれ第三欄から第八欄までに掲げるとおりとする。

部	日本語教育課程	修業期間	目標日本語力	収容定員数	授業科目	レベル	授業時数
留学日本語教育部	2年 進学課程	2年	C1	60人	総合日本語Ⅰ	A1	188 単位時間
					総合日本語Ⅱ	A2	166 単位時間
						B1	60 単位時間
					A2B1 漢字	A2	13 単位時間
						B1	4 単位時間
					A2B1 語彙	A2	13 単位時間
						B1	4 単位時間
					総合日本語Ⅲ	B1	96 単位時間
					B1B2 記述	B1	18 単位時間
						B2	34 単位時間
					B1B2 漢字	B1	8 単位時間
						B2	8 単位時間
					JLPT 聴解	B1	8 単位時間
					JLPT 読解	B1	8 単位時間
					JLPT 漢字	B1	8 単位時間
					JLPT 語彙	B1	8 単位時間
					JLPT 文法	B1	8 単位時間
					総合日本語Ⅳ	B2	304 単位時間
					B2 記述	B2	34 単位時間
					B2 漢字	B2	15 単位時間
					JLPT 聴解	B2	15 単位時間
					JLPT 読解	B2	15 単位時間
					JLPT 漢字	B2	15 単位時間
					JLPT 語彙	B2	15 単位時間
					JLPT 文法	B2	15 単位時間
					C1 聴解	C1	34 単位時間
					C1 読解	C1	34 単位時間
					C1 会話	C1	47 単位時間
					C1 発表	C1	104 単位時間
					C1 記述	C1	114 単位時間
					C1 漢字	C1	24 単位時間
					C1 語彙	C1	24 単位時間
C1 文法	C1	24 単位時間					
JLPT 聴解	C1	13 単位時間					
JLPT 読解	C1	13 単位時間					
JLPT 漢字	C1	13 単位時間					
JLPT 語彙	C1	13 単位時間					
JLPT 文法	C1	13 単位時間					
2年進学課程 合計							1550 単位時間

部	日本語教育課程	修業期間	目標日本語力	収容定員数	授業科目	レベル	授業時数
留学日本語教育部	1.5年進学課程	1.5年	B2以上	40人	総合日本語Ⅱ	A2	166単位時間
						B1	60単位時間
					A2B1漢字	A2	13単位時間
						B1	4単位時間
					A2B1語彙	A2	13単位時間
						B1	4単位時間
					総合日本語Ⅲ	B1	96単位時間
					B1B2記述	B1	18単位時間
						B2	34単位時間
					B1B2漢字	B1	8単位時間
						B2	8単位時間
					JLPT聴解	B1	8単位時間
					JLPT読解	B1	8単位時間
					JLPT漢字	B1	8単位時間
					JLPT語彙	B1	8単位時間
					JLPT文法	B1	8単位時間
					総合日本語Ⅳ	B2	304単位時間
					B2記述	B2	34単位時間
					B2漢字	B2	15単位時間
					JLPT聴解	B2	15単位時間
					JLPT読解	B2	15単位時間
					JLPT漢字	B2	15単位時間
					JLPT語彙	B2	15単位時間
					JLPT文法	B2	15単位時間
					進学聴解	B2以上	26単位時間
					進学読解	B2以上	26単位時間
					進学会話	B2以上	26単位時間
進学発表	B2以上	67単位時間					
進学記述	B2以上	80単位時間					
進学漢字	B2以上	13単位時間					
進学語彙	B2以上	13単位時間					
進学文法	B2以上	13単位時間					
1.5年進学課程 合計							1156単位時間

※注釈

- 1、イベントを除いた授業のみの時数を記載。
- 2、メインテキスト「できる日本語」シリーズの統括的な授業科目を「総合日本語」と称し、初級テキストを「総合日本語Ⅰ」、初中級テキストを「総合日本語Ⅱ」、中級テキストの前期を「総合日本語Ⅲ」、中級テキストの後期を「総合日本語Ⅳ」と称する。
- 3、【2年進学課程】修了要件に関わるため、8科目「C1聴解」「C1読解」「C1会話」「C1発表」「C1記述」「C1漢字」「C1語彙」「C1文法」を合わせて、便宜上の呼び方として「総合日本語Ⅴ」と称する。
- 4、【1.5年進学課程】A2レベル相当以上の学生を受け入れることから、A2レベルから課程を開始する。
- 5、【1.5年進学課程】B2レベル修了後、本校の目標を考慮し、進学に向けた準備内容の授業科目を設けている。
- 6、【1.5年進学課程】修了要件に関わるため、8科目「進学聴解」「進学読解」「進学会話」「進学発表」「進学記述」「進学漢字」「進学語彙」「進学文法」を合わせて、便宜上の呼び方として「進学に向けた教育内容」と称する。

(教育の提供方法)

第8条 本校は、学習者の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成した課程を提供することを基本とする。この場合において、学習者が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 課程の収容定員数は、前条の表の第五欄に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

#### 第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第10条 「総合日本語」授業では、各日本語参照枠が修了する段階で、「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」「言語知識(漢字・語彙・文法)」の各科目の修了テストを行い、平常点を加え、A～E評価をつける。それらを平均して、総合評価A～E評価をつける。

2 その他の科目は、達成度テストによる評価、または課題提出などの平常点評価により、A～E評価をつける。

(修了の認定)

第11条 下記の要件を満たした者には卒業証書を授与し、満たさない者には修了証書を授与する。

・2年進学課程

- ① 「総合日本語Ⅴ」の修了テストにおける総合評価で「B」(60点以上)判定以上を取得すること。
- ② 出席率95%以上であること。

・1.5年進学課程

- ① 「進学に向けた教育内容」の修了テストにおける総合評価で「B」(60点以上)判定以上を取得すること。
- ② 出席率95%以上であること。

#### 第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長 1名
- 二 主任教員 1名
- 三 日本語教員(本務等教員) 3名以上
- 四 日本語教員(本務等教員を除く) 3名以上
- 五 事務局長(事務統括責任者) 1名
- 六 事務職員(事務統括責任者を除く) 2名以上
- 七 生活支援担当 5名以上

(校長及び主任教員・事務局長)

第 13 条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

- 2 主任教員及び事務局長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときは主任教員がその職を代行し、主任教員に事故があるときは事務局長がその職を代行する。

(主任教員)

第 14 条 日本語教育本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第 15 条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を開催する。

- 2 教職員会議は校長が主宰する。

## 第6章 在籍等

(入学資格)

第 16 条 本校への入学資格は、次の条件を原則満たしていることとする。

1. 年齢が 18 歳以上の者。
2. 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
3. ①2 年進学課程に入学予定の場合は、参照枠 A1 相当以上の日本語能力がある者。  
②1.5 年進学課程に入学予定の場合は、参照枠 A2 相当以上の日本語能力がある者。
4. 信頼のおける保証人を有する者。
5. 日本における留学経費を支弁能力がある者。
6. 心身共に健康である者。

(入学時期)

第 17 条 在籍の開始時期は、年 2 回とし、4 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 18 条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

(転学・退学)

第 19 条 日本語教育課程を修了せず、途中で転学又は退学しようとする者は、その事由を記した転学届又は退学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。なお、転学の場合は、転学先の日本語教育機関への編入が確定していなければならない。

(休学・復学)

第 20 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、7 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記入した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(修了等)

第 21 条 2 年進学課程または 1.5 年進学課程を修了した者は、在籍を終えることとする。

## 第7章 受講料等

(学生納付金等)

第22条 日本語教育課程を入学する者は、学生納付金としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

	2年進学課程	1.5年進学課程
入学検定料	30,000円	30,000円
入学金	60,000円	60,000円
授業料	総額:1,200,000円 月額:50,000円 年額:600,000円	総額:900,000円 月額:50,000円 年額:600,000円
その他の納付金(課程総額)	施設費:20,000円 設備費:20,000円 教材費:60,000円 課外活動費:20,000円 留学生保険:20,000円 健康管理費:20,000円	施設費:15,000円 設備費:15,000円 教材費:50,000円 課外活動費:15,000円 留学生保険:15,000円 健康管理費:20,000円
合計金額(課程総額)	1,450,000円	1,120,000円

- 2 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除する。
- 4 特別の事由のある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(受講料の返還)

第23条 日本語教育課程を中途終了する者は、学納金返還規定に基づき返還する。

(別紙「学納金返還規定」参照)

## 第8章 賞罰

(賞罰)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第25条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、校長はその学生を除籍することができる。

- (1)学生納付金の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者
- (2)長期にわたり連絡が取れない者
- (3)性行不良で改善の見込みがないと認められる者

## 第9章 その他

(学生寮)

第 26 条 学生寮に関する事項は校長が別に定める

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(自己点検及び評価)

第 28 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の教育目標及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 補則

第 29 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

## 附則

(適用期日)

第 1 条 この規則は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から適用する。